12章　業務委託・請負・準委任　　第Ⅳ部　類型

業務委託契約という名前の契約は民法にない

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　問題の所在：では何を書けばよいのか

企業間の契約で、いちばん多く目にする表題の一つが「業務委託契約書」です。ところが、民法の典型契約13種類の中に「業務委託」という契約はありません（注1）。

名前のない契約だからといって、効力が弱いわけではありません。契約は当事者の合意で成立し、表題がその性質を決めるわけでもないからです。問題は別のところにあります。民法の規定のうちどれが当てはまるかが、表題からは分からないことです。**「業務委託契約書」と書いた時点では、まだ何も決めていないのと同じです。**中身を書かなければ、請負の規定が当てはまるのか、準委任の規定が当てはまるのかが決まらず、書いていない部分の答えが出ません。

では、業務委託契約書には何を書けばよいのか。本稿は、「業務委託」という呼び名の中身と、それが民法・特別法・労働法とどう接するかを整理し、契約書の冒頭で何を決めておくべきかを示します。

二　制度の枠組み

1 「業務委託」は実務上の呼び名

業務委託契約は、企業が行う業務を外部の第三者に委託する場合に用いる契約です。事務の処理を目的とする場合は委任（準委任）契約としての性格を、物の製造やソフトウェアの構築を目的とする場合は請負契約としての性格を持つことが多くなります（注2）。民法から見れば、業務委託とは、請負と準委任のどちらか、またはその混合に付けられた実務上の呼び名です。

ただし、法律の中に「業務委託」という言葉がまったくないわけではありません。フリーランスとの取引を規律する特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）は、「業務委託」を次のように定義しています。

> 3　この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。
> 一　事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。
> 二　事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。（注3）

物を作らせることも、役務を提供させることも、ここでは同じ「業務委託」に入ります。請負か準委任かを問いません。取適法（旧下請法）が製造委託や役務提供委託など一定の類型の委託に対象を限っているのと比べ、広い範囲の委託がフリーランス法の業務委託に当たります（注4）。

民法上の性質がどちらであっても、相手方がフリーランスであれば、この法律の規律がかかります。業務委託という呼び名は、民法の上では中身を決めませんが、特別法の上では適用範囲を決める言葉として働いているということです。

2　中身は請負・準委任・混合

同じ「業務委託」でも、製造業のOEM（製造受託）は製品の完成を目的とするので請負の性格が強く、コールセンター業務の外注は事務の処理を目的とし、仕事の完成を観念しにくいので準委任の性格が強くなります（注5）。一つの基本契約の下で、個々の業務ごとに性格が分かれることもあります。

どちらに当たるかで、完成義務、報酬の発生時期、欠陥への責任、任意解除、再委託の扱いが入れ替わります。この区別そのものは、別稿「請負と準委任の区別：何が違い、なぜ問題になるか」で扱いました。

3　労働者派遣との違い

業務委託には、もう一つ区別しなければならない相手があります。労働者派遣です。

> 一　労働者派遣　自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。（注6）

請負型でも準委任型でも、業務委託は、作業の実体に即してみれば、受託者自身や受託者が雇用する従業者の労働力を委託者が利用するものです。その点で労働者派遣に似ています（注7）。大きな分かれ目の一つは、委託者が受託者の従業者に直接指揮命令するかどうかです（注8）。

労働者派遣には、派遣期間の制限、派遣契約の書面化、派遣先責任者の選任や派遣先管理台帳の作成といった制約があります。その制約を避けるため、実体は労働者派遣なのに、請負や業務委託の形式で契約を結ぶ例が「偽装請負」です（注8）。偽装請負に当たると、派遣法違反の問題が生じるほか、委託者が派遣先としての責任を負うことがあり、特段の事情があれば労働契約上の使用者としての責任を負うこともありえます（注9）。

区別の基準として、昭和61年労働省告示第37号「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」があり、各都道府県労働局は今も、これに従って指導しています。受託者が自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用すること（業務の遂行、労働時間等、企業秩序の維持について自ら指示・管理すること）と、請け負った業務を自己の業務として相手方から独立して処理すること（業務の処理に要する資金をすべて自らの責任で調達・支弁すること、事業主としての法律上のすべての責任を負うこと、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと）の両方を満たさない限り、労働者派遣事業として扱われます（注10）。

> 業務委託契約書の作成にあたっては，上記の基準を念頭に置き形式面を整えることが必要であるが，真に問題とされるのは業務遂行の実態である。（注11）

表題を「業務委託契約書」にしても、「請負契約書」にしても、委託者が現場で受託者の従業者に直接指示を出していれば、その実態で判断されます。

三　解釈：なぜこの呼び名が定着したか

民法の類型に合わない名前が、なぜこれほど使われるのか。業務委託契約で扱う業務の幅の広さが関係していると考えられます。

> 業務委託契約で取り扱われる業務は多種多様であり，適切な契約書を作成するためには，委託の対象となる業務の内容を理解して個別に条項を検討する必要がある。この意味では，定型的な書式に馴染まないともいえる。（注12）

その一方で、業務委託契約を作るときには規制や制約を念頭に置いて条項を検討する必要があり、企業によっては様々な業務分野で多数の取引先と業務委託契約を結ぶことが予想されるので、書式の必要性は高くなります。そこで、委託業務の詳細や料金の額・支払方法は個別に覚書で定めることにして、基本契約として使える雛形を用意しておく、という組み方が考えられます（注13）。

業務の中身は個別の覚書に任せ、共通の約束だけを基本契約に置く。その形をとると、基本契約の側では、個々の業務が請負になるのか準委任になるのかを決めずに済みます。「業務委託」という、請負と準委任の両方を包める名前が使われるのは、この形と相性がよいからです。

裏返すと、この形では、性質を決める作業が覚書の段階に先送りされています。覚書に業務の内容と範囲を書くとき、その業務が仕事の完成を目的とするのか、事務の処理を目的とするのかを決めることになります。たとえば、ダイレクトメール発送業務で発送物を封筒に封入する業務なら請負的な性格を、コールセンター業務で顧客からの受電に対応する業務なら準委任的な性格を帯びます（注14）。

四　契約実務への還元

1　表題を「業務委託契約書」のままにするか

表題は「業務委託契約書」のままでかまいません。表題は契約の性質を決めないので（別稿『表題は契約の性質を決めない：「契約書」「覚書」「合意書」の違い』）、表題を「請負契約書」に替えても、それだけで請負になるわけではありません。基本契約の下で請負的な業務と準委任的な業務を両方扱うなら、どちらかの名前を付けるほうがかえって実態とずれます。

決めるべきなのは表題ではなく、本文の側で性質を示すことです。

2　冒頭で性質を明示する書き方

性質の示し方は、契約の組み方で変わります。単発の契約なら、目的条項か業務の内容を定める条項で性質を書きます。システム開発の実務では、外部設計書作成という工程について「外部設計書作成業務は、請負契約とする。」と明記する条項例が示されています（注15）。

基本契約と覚書で組む場合は、基本契約に覚書で何を決めるかを並べておき、その一つとして性質を入れます。

> 第〇条（業務・料金等）
> 1　甲及び乙は、次に掲げる事項について別途覚書に定める。
> （1）本件業務の内容及び範囲、並びに本件業務が仕事の完成を目的とするものか事務の処理を目的とするものかの別
> （2）本件業務の成果物を納品する場合には、その内容、納期、検収の条件及び手順、並びに検収の完了を料金の支払の条件とするか否か
> （3）（以下略）

覚書の側では、この欄に「本件業務は、事務の処理を目的とする準委任とする」のように書けば足ります。請負とするなら、完成の基準と検収を、準委任とするなら、作業期間と報告の方法を、同じ覚書で定めます。

派遣との区別のためには、指揮命令の経路を契約書に書いておきます。委託者と受託者の双方が統括責任者を定め、これを連絡窓口として業務を進める規定です。委託者の事業所内で業務を行う場合、委託者が受託者の従業者に直接指揮命令することがしばしば起こり、それが常態化すると偽装請負の問題が生じます。窓口を定めておくことは、偽装請負の問題が生じないケースでも、指示の混乱からくるトラブルを防ぎます（注16）。ただし、二の3のとおり、問題とされるのは実態です。条項を置いたうえで、現場の運用をそれに合わせることが前提になります。

本稿では、業務委託と雇用の境界、出向との違い、偽装請負の判断の詳細は扱っていません。雇用との境界は別稿「雇用と業務委託の境界はどこにあるか」、偽装請負は別稿「偽装請負と労働者派遣」、フリーランス法の義務の内容は別稿「フリーランス法（特定受託事業者取引適正化法）の枠組み」が扱います。

参考文献等

（注1）民法549条〜696条
（注2）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）165頁
（注3）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律2条3項
（注4）前掲注2・176頁
（注5）前掲注2・166頁
（注6）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律2条1号
（注7）前掲注2・167頁
（注8）前掲注2・168頁
（注9）前掲注2・169頁
（注10）前掲注2・169頁
（注11）前掲注2・169頁
（注12）前掲注2・166頁
（注13）前掲注2・166〜167頁
（注14）前掲注2・189頁
（注15）吉羽真一郎編集代表『条項解説 事例から学ぶシステム開発契約書作成の実務』（日本加除出版、2023）100頁の条項例1
（注16）前掲注2・190頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/gyomu-itaku-keiyaku-minpo/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「業務委託契約という名前の契約は民法にない」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。